

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。
プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。
会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号：4 国名：ボツワナ 担当：地球環境部
案件名：国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月下旬～2016年6月下旬

2 参加要件

海外における森林モニタリングに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布期間：2013年5月1日から2013年5月7日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

配布は電子データで行います。具体的な配布方法は

当機構HP>調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について

【コンサルタント等契約】」をご参照願います。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html

配布依頼書受付期間：上記配布期間中の10時～17時

ダウンロード期間：上記配布開始日から配布終了日の翌営業日23:59まで

この期間であれば、土日、祝日でもダウンロードが可能です。

プロポーザル提出：2013年5月29日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：6月上旬

契約交渉：6月中旬

5 業務の目的

ボツワナ国（以下、「ボ」国）では、58.2万km²（日本の約1.5倍）の国土のうち、乾燥落葉樹等の森林は11.3万km²を占める（国際連合食糧農業機関（以下、「FAO」）2010）。また、世界的に著名なオカパンゴ湿地帯やチョベ国立公園等、多様な生態系を有し、多数の希少種の生息域となっている。また、籠の原材料として広く利用されているヤシ科植物や、衣服の原料となるモパネ、ミオンボ等のマメ科植物、タンパク源として利用されるモパネワーム等の有用生物資源は、地域住民の貴重な収入源となっている。

「ボ」国では外貨収入の約7割をダイヤモンドに依存するなど鉱物資源依存型の産業構造となっており、国家マニフェストであるVision2016においては産業の多角化を優先課題としている。このような背景の下、Vision2016において産業の多角化の一環として「ボ」国では観光分野を重点セクターとしており、特に同国の貴重な観光資源である国立公園等におけるネイチャーツーリズムの育成・促進が重視されているところ、野生動物や天然資源の適切な管理の必要性が高まっている。また、気候変動枠組条約第4条及び第12条に基づき、途上国も含めた全締約国に温室効果ガスの排出・吸収に関する国別インベントリーの開発・定期的更新と公開が求められており、温室効果ガス排出への影響が大きい森林資源のモニタリング及び保全の重要性が増している。

しかし、住民のタバコの投棄・火入れ・放火等に起因する森林火災や、薪炭材の採取や牧草地としての利用の拡大、増加する野生動物による食害・倒木等により、1990年から2010年にかけて森林面積が17.3%減少した（FAO2010）。森林保護区に関しても明確な境界やゾーニングが施されていないことから森林資源の減少が進んでいる。これらの結果、森林の草地化等の問題が顕在化しており、地域経済、生態系や気候変動対策への負の影響が危惧されている。

これに対処するため、「ボ」国政府は自然資源管理を政策の重点分野として掲げ、適切な管理に向けて取り組んできた。しかし、現状では防火帯の設置等の森林火災対策や、地域社会における住民参加型森林資源管理が適切に実施できていない。これらの原因として（1）森林の現況把握が適切になされていない、（2）森林火災の予防・消火、住民参加型森林資源管理等に係る人員・技術が不足している点が挙げられる。この中で、各種活動の基礎となる森林の現況把握に必要な森林モニタリング体制整備の優先度が特に高く、適切な精度・縮尺の全国規模の森林分布図の作成、及び国家森林インベントリーの整備が課題となっている。

こうした中、USAIDや世界銀行が住民参加型の森林資源管理関連プロジェクトを実施する等、ドナーによる協力は実施されてきてはいるものの、全国レベルの森林資源に係る情報整備の協力はこれまで行われていない。

このような背景の下、「ボ」国政府は我が国に対し、開発調査型技術協力「森林資源マネジメント計画策定プロジェクト」を要請した。この要請を受けJICAは、2012年3月及び6月に詳細計画策定調査団を派遣し、その結果に基づき「ボ」国政府との間でR/Dを締結、協力内容について合意に至り、開発計画調査型技術協力「国家森林モニタリングシステム強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施が決定した。

以上の状況を踏まえ、本プロジェクトは環境・野生動物・観光省(MEWT)森林局(DFRR)をカウンターパート

(C/P)機関とし、森林基盤図作成や地上調査の実施など、国家森林モニタリングシステムの整備・強化を図るとともに、そのプロセスを通じてDFRR及び関係機関の能力強化のための技術移転を行い、ボツワナの森林の状況が適切に把握されるようになることを目的とする。また、長期的には、モニタリングにより得られた成果を基にDFRR、関係機関及び地域住民が適切に森林資源を管理することが期待される。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ア 拠点：ハボロネ

イ 森林GISデータベース及び森林分布図(森林基盤図)の対象地域：「ボ」国全土

(2) 業務内容

ア 全土の森林分布図(森林基盤図)の作成

(ア) リモートセンシングの利用のための基礎的研修計画を策定し、研修を実施する。

(イ) 衛星画像を用いたリモートセンシング解析と地上調査により、「ボ」国全土の最新の森林分布図(森林基盤図)を作成する。

イ 国家森林インベントリーの方法論の確立

(ア) 過去の森林インベントリー調査の手法と結果をレビューし、改善案を検討する。

(イ) パイロットエリアを選定し、策定した手順に基づきインベントリー調査を行う。

(ウ) 策定した森林インベントリー調査の方法・手順を見直し、最終化し、マニュアルを作成する。

ウ 森林GISデータベースの整備

(ア) GISの利用のための基礎的研修計画を策定し、研修を実施する。

(イ) 森林GISの活用方法を検討しデザインする。

(ウ) 既存の空間データや森林分布図ならびに国家森林インベントリーのデータセットを森林GISデータベースに格納する。

(エ) パイロットエリアにおいて森林GISをデモンストレートし、必要に応じて修正して完成させ、マニュアルを作成する。

エ 国家森林モニタリング計画の策定

(ア) 国家森林モニタリングシステムの設計・活用方針を検討する。

(イ) 設計・活用方針に基づき、国家森林モニタリング計画を策定する。

(ウ) 国家森林モニタリングシステムの活用者を集めたワークショップを開催する。

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年 7月下旬)
- (2) 業務完了報告書(第1次) (2014年 3月中旬)
- (3) 業務完了報告書(第2次) (2015年 3月中旬)
- (4) 業務完了報告書(最終) (2016年 6月下旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/森林資源管理 (評価対象者)
- (2) 森林リモートセンシング
- (3) 森林GIS/データベース (評価対象者)
- (4) 森林インベントリー1 (評価対象者)
- (5) 業務調整/森林インベントリー2

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定。
- ・2012年3月及び6月に詳細計画策定調査実施済み。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。